

2024年版

リーダーズ
Zoom
定例会

第3回



リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所
Tatsumi legal institute

【第3回 Zoom定例会】

1 定義☆検索トレーニング	1
2 重要判例20	7
3 記述式	22



- 問題1 ()とは、国または公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。
- 問題2 ()とは、相手方に義務を課すことなく、実力を行使して行政目的を実現する行為をいう。
- 問題3 ()とは、行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- 問題4 ()とは、行政機関は、合理的理由なく、国民を不平等に取り扱ってはならないという原則をいう。
- 問題5 ()とは、国または公共団体等により、直接に公の目的のために供用される個々の有体物をいう。
- 問題6 ()とは、国または公共団体の機関相互間における権限の存否またはその行使に関する紛争についての訴訟をいう。
- 問題7 ()とは、行政機関の定める規範のうち、国民の権利義務に関わる法規としての性質を有する規範をいう。
- 問題8 ()とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。

- 問題9 ()とは、行政機関が、その決定事項やその他の事実を広く一般に公示する方式をいい、行政規則としての性格を有するものと、法規命令としての性格を有するものがある。
- 問題10 ()とは、行政主体の意思決定を行い、それを外部に表示する権限を有する機関をいう。
- 問題11 ()とは、行政行為の効力の発生あるいは消滅を将来到来することが確実な事実にかからせるものをいう。
- 問題12 ()とは、たとえ違法な行政行為であっても、権限ある機関により取り消されない限り、有効なものとして扱われる効力をいう。
- 問題13 ()とは、行政処分に対して、行政不服審査法上の審査請求ができる場合、原則として審査請求をしてもよいし、取消訴訟を提起してもよいことをいう。
- 問題14 ()とは、一定の行政行為について、行政庁自らが取消しや変更ができなくなる効力をいう。
- 問題15 ()とは、先行する行政行為に対する出訴期間が経過したにもかかわらず、後行する行政行為に対する取消訴訟において、先行する行政行為の瑕疵を理由として、後行する行政行為も違法であると主張することができるかという問題をいう。
- 問題16 ()とは、行政行為の成立時の瑕疵を理由として、行政庁自らがその効力を遡及的に消滅させることをいう。
- 問題17 ()とは、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。
- 問題18 ()とは、国民の個人的な権利救済を目的としたものではなく、行政の客観的な法秩序維持を目的とする訴訟をいう。

問題19 ()とは、行政が用いる規制手段が、規制目的に対して均衡のとれたものであることを要請する原則をいう。

問題20 ()とは、審査庁たる主任の大臣等の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議を行い、主任の大臣等に対して答申を行う諮問機関をいう。

問題21 ()とは、有効に成立した行政行為について、その後の事情を理由として、その効力を将来的に消滅させることをいう。

問題22 ()とは、行政行為の効力の発生あるいは消滅を将来発生することが不確実な事実にかからせるものをいう。

問題23 ()とは、地方公共団体が、公害規制のために、公害の発生源となりうる事業者に公害防止や環境保護についての措置を約束させる取決めをいう。

問題24 ()とは、相手方に義務を課したり、相手方の抵抗を実力で制圧することができる調査をいう。たとえば、国税犯則取締法に基づく臨検・搜索・差押がある。

問題25 ()とは、行政庁が一定の処分または裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

問題26 ()とは、行政決定の判断過程の適正さを確保することによって行政裁量を法的に統制しようとする審査方式をいう。

問題27 ()とは、一定期間を経過すると、国民の側から、行政行為の効力を争うことができなくなる効力をいう。

問題28 ()とは、行政上の義務を履行しない場合に、一定額の過料を科すことにより、心理的な圧迫を加えることで、間接的に履行を強制するものをいう。

- 問題29 ()とは、行政機関が定める規範のうち、国民の権利義務に関わる法規としての性質を有しないものをいう。
- 問題30 ()とは、法令に基づいて行政庁に許認可等を求める行為に対して、行政庁が諾否の応答をすべき処分をいう。
- 問題31 ()とは、上級行政機関が下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものをいう。
- 問題32 ()とは、不利益処分をするかどうかまたはどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 問題33 ()とは、①行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき、または、②行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請または審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分または裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないときに、行政庁がその処分または裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。
- 問題34 ()とは、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量になされる処分等について、処分庁が、簡易な手続で事実関係の再調査をすることによって、処分の見直しを行う手続をいう。
- 問題35 ()とは、行政上の義務を履行しない場合に、行政庁が直接、義務者の財産または身体に実力を行使して、義務の履行を強制するものをいう。
- 問題36 ()とは、不服申立てによっても、処分の効力、処分の執行、手続の続行を妨げないという原則をいう。
- 問題37 ()とは、不服申立てに理由があり、処分が違法または不当であると判断された場合でも、公の利益に著しい障害を生ずる恐れがある場合に当該処分を維持するためにする棄却裁決をいう。

- 問題38 ()とは、行政上の権利義務を負い、自己の名と責任において行政活動を行う法人をいう。
- 問題39 ()とは、住民監査請求を行った請求人が、監査委員の監査の結果等に不服があるとき、または監査委員が一定の期間内に監査等を行わないときに、執行機関などの財務会計上の違法な行為または怠る事実につき、訴えをもって請求できる制度をいう。
- 問題40 ()とは、取消訴訟において、処分が違法であるとされた場合に、その処分の効力が遡って消滅する効力のことをいう。
- 問題41 ()とは、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 問題42 ()とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分または裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。
- 問題43 ()とは、公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。
- 問題44 ()とは、行政機関がその権限の一部を他の行政機関に委譲し、これを行わせることをいう。
- 問題45 ()とは、住民が地方公共団体の執行機関または職員の財務会計上の違法または不当な行為または職務を怠る事実について、監査委員に監査を求め、その行為のまたは怠る事実について、予防や是正のために措置を求める制度をいう。
- 問題46 ()とは、内閣が制定する命令をいう。実定法上、〇〇法施行令という名称が付けられている。

問題47 ()とは、審理員が、審理の結果を踏まえ、事案の概要及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示した上で、審査請求に対する結論及びその理由を記載したものをいう。

問題48 ()とは、処分または裁決を取り消す判決の効力が、第三者に対しても及ぶことをいう。

問題49 ()とは、私法上の法律関係に関する訴訟において、行政庁の処分若しくは裁決の存否またはその効力の有無が前提問題として争われる訴訟をいう。

問題50 ()とは、各省大臣が制定する命令をいう。実定法上、〇〇法施行規則という名称が付けられている。



判例

泉佐野市ふるさと納税事件（最判令 2.6.30）

（事案）

地方税法の一部改正により、ふるさと納税として個人の道府県民税及び市町村民税に係る特例控除の対象となる寄附金について、所定の基準に適合する都道府県、市町村又は特別区として総務大臣が指定するものに対するものに限られるという制度が導入された。本件は、被上告人が指定の申出をした泉佐野市に対して当該指定をしない旨の決定をしたことについて、上告人が、本件不指定は違法な国の関与に当たると主張して、地方自治法251条の5第1項に基づき、被上告人を相手に、本件不指定の取消しを求めた。

（争点）

ふるさと納税制度に係る総務省告示第179号2条3号の規定のうち、地方税法37条の2及び314条の7を改正する寄附金の募集及び受領について定める部分は、上記規定による改正後の地方税法37条の2第2項及び314条の7第2項の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効か。

（判旨）

総務大臣は、法37条の2第2項の委任に基づいて、本件告示2条3号を定めたものである。また、本件告示2条3号は、普通地方公共団体に対する国の関与に当たる指定の基準を定めるものであるから、関与の法定主義に鑑みても、その策定には法律上の根拠を要するというべきである。そうすると、本件告示2条3号の規定が地方税法37条の2第2項の委任の範囲を逸脱するものである場合には、その逸脱する部分は違法なものとして効力を有しないというべきである。

本件告示2条3号は、他の地方団体との公平性を確保しその納得を得るという観点から、特例控除の対象となる寄附金の寄附先としての適格性を欠くものとして、指定を受けられないこととする趣旨に出たものと解される。言い換えれば、そのような地方団体については、本件改正規定の施行前における募集実績自体を理由に、指定対象期間において寄附金の募集を適正に行う見込みがあるか否かにかかわらず、指定を受けられないこととするものといえる。

実質的には、同大臣による技術的な助言に従わなかったことを理由とする不利益な取扱いを定める側面があることは否定し難い。そのような取扱いであっても、それが法律上の根拠に基づくものである場合、すなわち、同号が地方税法の委任の範囲内で定められたものである場合には、直ちに地方自治法247条3項に違反するとまではいえないものの、同項の趣旨も考慮すると、本件告示2条3号が地方税法37条の2第2項の委任の範囲を逸脱したものではないというためには、趣旨の基準の策定を委任する授權の趣旨が、同法の規定等から明確に読み取れることを要するものというべきである。

次に、委任の趣旨についてみると、地方税法37条の2第2項が総務大臣に対して指定の基準のうち募集適正基準等の内容を定めることを委ねたのは、寄附金の募集の態様や提供される返礼品等の内容を規律する具体的な基準の策定については、地方行政・地方財政・地方税制や地方団体の実情等に通じた同大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当であることに加え、そのような具体的な基準は状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要があり、法律で全て詳細に定めるのは適当ではないことによるものと解される。

他方、本件指定制度の導入に当たり、その導入前にふるさと納税制度の趣旨に反する方法により著しく多額の寄附金を受領していた地方団体について、他の地方団体との公平性を確保しその納

得を得るという観点から、特例控除の対象としないものとする基準を設けるか否かは、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄である。また、そのような基準は、上記地方団体について、本件指定制度の下では、新たに定められた基準に従って寄附金の募集を行うか否かにかかわらず、一律に指定を受けられないこととするものであって、指定を受けようとする地方団体の地位に継続的に重大な不利益を生じさせるものである。そのような基準は、総務大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事柄とはいえないし、状況の変化に対応した柔軟性の確保が問題となる事柄でもないから、その策定についてまで上記の委任の趣旨が妥当するとはいえず、地方税法が、総務大臣に対し、同大臣限りでそのような基準を定めることを委ねたものと当然に解することはできないというべきである。

以上によれば、地方税法37条の2第2項につき、関係規定の文理や総務大臣に対する委任の趣旨等のほか、立法過程における議論をしんしゃくしても、上記の趣旨の基準の策定を委任する授權の趣旨が明確に読み取れるということとはできない。そうすると、本件告示2条3号の規定のうち、本件改正規定の施行前における寄附金の募集及び受領について定める部分は、地方税法37条の2第2項及び314条の7第2項の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。

判例 (最判平 22.6.3)

(事案)

本件倉庫を所有し、その固定資産税等を納付してきたXは、昭和62年度から平成13年度までの各賦課決定の前提となる価格の決定には本件倉庫の評価を誤った違法があり、上記のような評価の誤りについて過失が認められると主張して、所定の不服申立手続を経ることなく、Yを相手に、国家賠償法1条1項に基づき、上記各年度に係る固定資産税等の過納金及び弁護士費用相当額の損害賠償等を求めた。

(争点)

固定資産の価格を過大に決定されたことによって損害を被った納税者は、地方税法432条1項本文に基づく審査の申出及び同法434条1項に基づく取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行い得るか。

(判旨)

たとい固定資産の価格の決定及びこれに基づく固定資産税等の賦課決定に無効事由が認められない場合であっても、公務員が納税者に対する職務上の法的義務に違背して当該固定資産の価格ないし固定資産税等の税額を過大に決定したときは、これによって損害を被った当該納税者は、地方税法432条1項本文に基づく審査の申出及び同法434条1項に基づく取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行い得るものと解すべきである。

判例 東京都建築安全条例事件 (最判平 21.12.17)

(事案)

Aは、Y区長から、安全認定処分、同区建築主事から建築確認を受けた。これに対して、マンション建設予定地の周辺住民Xは、Y区を相手に、安全認定・建築確認等の取消しを求めて出訴した。

(争点)

安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために本件条例4条1項所定の接道義務の違反があると主張することは許されるか。

(判旨)

建築確認における接道要件充足の有無の判断と、安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基づき行うこととされているが、もともとは一体的に行われていたものであり、避難又は通行の安全の確保という同一の目的を達成するために行われるもので

ある。そして、安全認定は、建築主に対し建築確認申請手続における一定の地位を与えるものであり、建築確認と結合して初めてその効果を発揮するのである。

他方、安全認定があっても、これを申請者以外の者に通知することは予定されておらず、建築確認があるまでは工事が行われることもないから、周辺住民等これを争おうとする者がその存在を速やかに知ることができるとは限らない（これに対し、建築確認については、工事の施工者は、法89条1項に従い建築確認があった旨の表示を工事現場にしなければならない。）。そうすると、安全認定について、その適否を争うための手続的保障がこれを争おうとする者に十分に与えられているというのは困難である。仮に周辺住民等が安全認定の存在を知ったとしても、その者において、安全認定によって直ちに不利益を受けることはなく、建築確認があった段階で初めて不利益が現実化すると考えて、その段階までは争訟の提起という手段は執らないという判断をすることがあながち不合理であるともいえない。

以上の事情を考慮すると、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために本件条例4条1項所定の接道義務の違反があると主張することは許されると解するのが相当である。

判例

志免町給水拒否事件（最判平11.1.21）

（事案）

不動産の売買等を目的とする会社であるXは、Y町の水道事業の給水区域内にマンションの建設を計画し、建築予定戸数420戸分の給水申込みをしたところ、Y町水道事業給水規則が、新たに給水の申込みをする者に対して「開発行為又は建築で20戸（20世帯）を超えるもの」又は「共同住宅等で20戸（20世帯）を超えて建築する場合は全戸」に給水しないと規定していることを根拠に給水契約の締結を拒否された。そこで、Xは、右の拒否は水道法15条1項に違反するとして、Yに対し右給水申込みの承諾等を求めて出訴した。

（争点）

水道事業者である町が水道水の需要の増加を抑制するためマンション分譲業者との給水契約の締結を拒否したことは、水道法15条1項にいう「正当の理由」があると解されるか。

（判旨）

水道法15条1項にいう「正当の理由」とは、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらず給水契約の締結を拒まざるを得ない理由を指すものと解されるが、具体的にいかなる事由がこれに当たるかについては、同項の趣旨、目的のほか、法全体の趣旨、目的や関連する規定に照らして合理的に解釈するのが相当である。

水の供給量が既にひっ迫しているにもかかわらず、自然的条件においては取水源が貧困で現在の取水量を増加させることが困難である一方で、社会的条件としては著しい給水人口の増加が見込まれるため、近い将来において需要量が給水量を上回り水不足が生ずることが確実に予見されるという地域にあっては、水道事業者である市町村としては、そのような事態を招かないよう適正かつ合理的な施策を講じなければならず、その方策としては、困難な自然的条件を克服して給水量をできる限り増やすことが第一に執られるべきであるが、それによってもなお深刻な水不足が避けられない場合には、専ら水の需給の均衡を保つという観点から水道水の需要の著しい増加を抑制するための施策を執ることも、やむを得ない措置として許されるものというべきである。

そうすると、右のような状況の下における需要の抑制施策の一つとして、新たな給水申込みのうち、需要量が特に大きく、現に居住している住民の生活用水を得るためではなく住宅を供給する事業を営む者が住宅分譲目的でしたものについて、給水契約の締結を拒むことにより、急激な需要の増加を抑制することには、法15条1項にいう「正当の理由」があるということが出来るものと解される。



（最判平 21.7.10）

（事案）

Xは、福岡町の区域内にあった産業廃棄物の最終処分場を設置しているYに対し、福岡町と被上告人との間の公害防止協定で定められた本件処分場の使用期限が経過したと主張し、同協定に基づく義務の履行として、本件土地を本件処分場として使用することの差止めを求めて出訴した。

（争点）

町とその区域内に産業廃棄物処理施設を設置している産業廃棄物処分業者とが締結した公害防止協定における、上記施設の使用期限の定め及びその期限を超えて産業廃棄物の処分を行ってはならない旨の定めは、廃棄物処理法の趣旨に反するか。

（判旨）

処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断で行えることであり、その結果、許可が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃止されることがあったとしても、同法に何ら抵触するものではない。したがって、旧期限条項が同法の趣旨に反するということはできないし、同法の上記のような趣旨、内容は、その後の改正によっても、変更されていないので、本件期限条項が本件協定が締結された当時の廃棄物処理法の趣旨に反するということもできない。

そして、旧期限条項及び本件期限条項が知事の許可の本質的な部分にかかわるものではないことは、以上の説示により明らかであるから、旧期限条項及び本件期限条項は、本件条例15条が予定する協定の基本的な性格及び目的から逸脱するものでもない。

以上によれば、福岡町の地位を承継した上告人と被上告人との間において、原審の判示するような理由によって本件期限条項の法的拘束力を否定することはできないものというべきである。



神戸税関事件（最判昭 52.12.20）

（事案）

税関職員のXらは、組合活動において指導的役割を果たし、業務の処理を妨げたとして、懲戒免職処分を受けた。これに対して、Xらは、この処分の無効確認と取消しを求めて出訴した。

（争点）

公務員に対する懲戒処分の適否に関する裁判所の審査の方法とは。

（判旨）

公務員に対する懲戒処分は、当該公務員に職務上の義務違反、その他、単なる労使関係の見地においてではなく、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することをその本質的な内容とする勤務関係の見地において、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁である。

ところで、国公法は、同法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒権者が、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をするときにいかなる処分を選択すべきかを決するについては、公正であるべきこと（74条1項）を定め、平等取扱いの原則（27条）及び不利益取扱いの禁止（98条3項）に違反してはならないことを定めている以外に、具体的な基準を設けていない。

したがって、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定することができるものと考えられるのであるが、その判断は、右のような広範な事情を総合的に考慮してされるものである以上、平素から庁内の事情に通暁し、都下職員の指揮監督の衝にあたる者の裁量に任せるのでなければ、とうてい適切な結果を期待することができないものといわなければならない。

それ故、公務員につき、国公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである。もとより、右の裁量は、恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、懲戒権者が右の裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである。

したがって、裁判所が右の処分の適否を審査するにあたっては、懲戒権者と同一の立場に立って懲戒処分をすべきであったかどうか又はいかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法であると判断すべきものである。

判例

呉市公立学校施設使用不許可事件（最判平 18.2.7）

（事案）

Xは、教育研究集会の会場として、呉市立中学校の体育館等の学校施設の使用を申し出たところ、いったんは口頭でこれを了承する返事を本件中学校の校長から得たのに、その後、呉市教育委員会から不当にその使用を拒否された。これに対して、Xは、Yに対し、国家賠償法に基づく損害賠償を求めて出訴した。

（争点）

公立学校施設の目的外使用の許否の判断にいかなる裁量が認められるか。

（判旨）

管理者の裁量判断は、許可申請に係る使用の日時、場所、目的及び態様、使用者の範囲、使用の必要性の程度、許可をするに当たっての支障又は許可をした場合の弊害若しくは影響の内容及び程度、代替施設確保の困難性など許可をしないことによる申請者側の不都合又は影響の内容及び程度等の諸般の事情を総合考慮してされるものであり、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法審査においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきものと解するのが相当である。

上記の諸点を考慮すると、本件中学校及びその周辺の学校や地域に混乱を招き、児童生徒に教育上悪影響を与え、学校教育に支障を来すことが予想されるとの理由で行われた本件不許可処分は、重視すべきでない考慮要素を重視するなど、考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠いており、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものといえることができる。

判例

宝塚市パチンコ条例事件（最判平 14.7.9）

（事案）

地方公共団体であるXの長が、宝塚市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例8条に基づき、宝塚市内においてパチンコ店を建築しようとするYに対し、その建築工事の中止命令を発したが、Yがこれに従わないため、XがYに対し同工事を続行してはならない旨の裁判を求めて出訴した。

（争点）

国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、不適法か。

（判旨）

国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものといふことはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解される。そして、行政代執行法は、行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、同法の定めるところによるものと規定して（1条）、同法が行政上の義務の履行に関する一般法であることを明らかにした上で、その具体的な方法としては、同法2条の規定による代執行のみを認めている。また、行政事件訴訟法その他の法律にも、一般に国又は地方公共団体が国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟を提起することを認める特別の規定は存在しない。

したがって、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらず、これを認める特別の規定もないから、不適法といふべきである。

判例

高根町簡易水道事業給水条例事件（最判平 18.7.14）

（事案）

山梨県高根町が住民基本台帳に記録されていない給水契約者（別荘所有者）に対して、水道料金を大幅に引き上げた。これに対し、別荘所有者である×らが、料金を定める条例別表の無効確認等を求めて出訴した。

（争点）

普通地方公共団体が営む水道事業に係る条例所定の水道料金を改定する条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるか。

（判旨）

本件別表の無効確認を求める被上告人らの訴えは、本件改正条例の制定行為が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たることを前提に、行政事件訴訟法3条4項の無効等確認の訴えとして、本件改正条例により定められた本件別表が無効であることの確認を求めるものである。

しかしながら、抗告訴訟の対象となる行政処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいうものである。本件改正条例は、旧高根町が営む簡易水道事業の水道料金を一般的に改定するものであって、そもそも限られた特定の者に対してのみ適用されるものではなく、本件改正条例の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできないから、本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないというべきである。

判例

横浜市保育所廃止条例事件（最判平 21.11.26）

（事案）

横浜市が、その設置する保育所のうち4つを民営化するために条例の一部を改正したところ、当該保育所に通っていた×らが、本件改正条例の制定行為は、×らが選択した保育所において保育を受ける権利を違法に侵害するものだとし、本件改正条例の制定行為の取消等を求めて出訴した。

（争点）

市の設置する特定の保育所を廃止する条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるか。

（判旨）

特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間が満了するまでの間は当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有するものといえることができる。

ところで、公の施設である保育所を廃止するのは、市町村長の担当事務であるが（地方自治法149条7号）、これについては条例をもって定めることが必要とされている（同法244条の2）。条例の制定は、普通地方公共団体の議会が行う立法作用に属するから、一般的には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものでないことはいうまでもないが、本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る上記の法的地位を奪う結果を生じさせるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものといえることができる。

また、市町村の設置する保育所で保育を受けている児童又はその保護者が、当該保育所を廃止する条例の効力を争って、当該市町村を相手に当事者訴訟ないし民事訴訟を提起し、勝訴判決や保全

命令を得たとしても、これらは訴訟の当事者である当該児童又はその保護者と当該市町村との間でのみ効力を生ずるにすぎないから、これらを受けた市町村としては当該保育所を存続させるかどうかについての実際の対応に困難を来すことにもなり、処分の取消判決や執行停止の決定に第三者効（行政事件訴訟法32条）が認められている取消訴訟において当該条例の制定行為の適法性を争い得るとすることには合理性がある。

以上によれば、本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である。

しかしながら、現時点においては、上告人らに係る保育の実施期間がすべて満了していることが明らかであるから、本件改正条例の制定行為の取消しを求める訴えの利益は失われたものというべきである。



判例 サテライト大阪事件（最判平 21.10.15）

（事案）

経済産業大臣がAに対し自転車競技法4条2項に基づき場外車券発売施設（サテライト大阪）の設置の許可をしたところ、本件施設の周辺において病院等を開設するなどして事業を営み又は居住する被上告人らが、本件許可は場外車券発売施設の設置許可要件を満たさない違法なものであるなどと主張して、その取消しを求めた。

（争点）

- ① 自転車競技法4条2項に基づく設置許可がされた場外車券発売施設の周辺に居住する者等は、いわゆる位置基準を根拠として上記許可の取消訴訟の原告適格を有するか。
- ② 自転車競技法4条2項に基づく設置許可がされた場外車券発売施設の周辺において文教施設又は医療施設を開設する者は、いわゆる位置基準を根拠として上記許可の取消訴訟の原告適格を有するか。

（判旨）

一般的に、場外施設が設置、運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通、風紀、教育など広い意味での生活環境の悪化であって、その設置、運営により、直ちに周辺住民等の生命、身体の安全や健康が脅かされたり、その財産に著しい被害が生じたりすることまでは想定し難いところである。そして、このような生活環境に関する利益は、基本的には公益に属する利益というべきであって、法令に手掛りとなることが明らかな規定がないにもかかわらず、当然に、法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難といわざるを得ない。

したがって、場外施設の周辺において居住し又は事業（医療施設等に係る事業を除く。）を営むにすぎない者や、医療施設等の利用者は、位置基準を根拠として場外施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有しないものと解される。

もっとも、場外施設は、多数の来場者が参集することによってその周辺に享乐的な雰囲気や喧噪といった環境をもたらすものであるから、位置基準は、そのような環境の変化によって周辺の医療施設等の開設者が被る文教又は保健衛生にかかわる業務上の支障について、特に国民の生活に及ぼす影響が大きいものとして、その支障が著しいものである場合に当該場外施設の設置を禁止し当該医療施設等の開設者の行う業務を保護する趣旨をも含む規定であると解することができる。したがって、仮に当該場外施設が設置、運営されることに伴い、その周辺に所在する特定の医療施設等に上記のような著しい支障が生ずるおそれが具体的に認められる場合には、当該場外施設の設置許可が違法とされることもあることとなる。

このように、位置基準は、一般的公益を保護する趣旨に加えて、上記のような業務上の支障が具体的に生ずるおそれのある医療施設等の開設者において、健全で静穏な環境の下で円滑に業務を行うことのできる利益を、個々の開設者の個別的利益として保護する趣旨をも含む規定であるというべきであるから、当該場外施設の設置、運営に伴い著しい業務上の支障が生ずるおそれがある

と位置的に認められる区域に医療施設等を開設する者は、位置基準を根拠として当該場外施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有するものと解される。



判例 納骨堂経営許可処分取消事件（最判令 5.5.9）

（事案）

大阪市長が、宗教法人であるA寺に対し、墓地、埋葬等に関する法律10条の規定により、納骨堂の経営の許可及びその施設の変更の許可をしたところ、同納骨堂の周辺に居住する被上告人らが、上告人を相手に、本件各許可の取消しを求めて出訴した。

（争点）

本件納骨堂から300m以内の人家に居住する被上告人らに本件各許可の取消しを求める原告適格が認められるか。

（判旨）

法は、墓地等の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とし（1条）、10条において、墓地等を経営し又は墓地の区域等を変更しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨を規定する。同条は、その許可の要件を特に規定しておらず、それ自体が墓地等の周辺に居住する者個々人の個別的利益をも保護することを目的としているものとは解し難い（「平成12年判決」）。

もっとも、法10条が上記許可の要件を特に規定していないのは、墓地等の経営が、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件等に依存する面を有し、一律的な基準による規制になじみ難いことに鑑み、墓地等の経営又は墓地の区域等の変更（以下「墓地経営等」という。）に係る許否の判断については、上記のような法の目的に従った都道府県知事の広範な裁量に委ね、地域の特性に応じた自主的な処理を図る趣旨に出たものと解される。そうすると、同条は、法の目的に適合する限り、墓地経営等の許可の具体的な要件が、都道府県（市又は特別区にあっては、市又は特別区）の条例又は規則により補完され得ることを当然の前提としているものと解される。

そして、本件細則8条は、法の目的に沿って、大阪市長が行う法10条の規定による墓地経営等の許可の要件を具体的に規定するものであるから、被上告人らが本件各許可の取消しを求める原告適格を有するか否かの判断に当たっては、その根拠となる法令として本件細則8条の趣旨及び目的を考慮すべきである。

本件細則8条本文は、墓地等の設置場所に関し、墓地等が死体を葬るための施設であり（法2条）、その存在が人の死を想起させるものであることに鑑み、良好な生活環境を保全する必要がある施設として、学校、病院及び人家という特定の種類の施設に特に着目し、その周囲おおむね300m以内の場所における墓地経営等については、これらの施設に係る生活環境を損なうおそれがあるものとみて、これを原則として禁止する規定であると解される。そして、本件細則8条ただし書は、墓地等が国民の生活にとって必要なものであることにも配慮し、上記場所における墓地経営等であっても、個別具体的な事情の下で、上記生活環境に係る利益を著しく損なうおそれがないと判断される場合には、例外的に許可し得ることとした規定であると解される。

そうすると、本件細則8条は、墓地等の所在地からおおむね300m以内の場所に敷地がある人家については、これに居住する者が平穩に日常生活を送る利益を個々の居住者の個別的利益として保護する趣旨を含む規定であると解するのが相当である。

したがって、法10条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営又はその施設の変更に係る許可について、当該納骨堂の所在地からおおむね300m以内の場所に敷地がある人家に居住する者は、その取消しを求める原告適格を有するものと解すべきである。



開発許可処分取消請求事件（最判平 27.12.14）

（事案）

鎌倉市長が、都市計画法（平成26年法律第42号による改正前のもの。以下同じ。）29条1項による開発許可をしたことについて、開発区域の周辺に居住する被上告人らが、上告人を相手に、上記開発許可の取消しを求めた。

（争点）

市街化調整区域内において、開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付されたときは、当該開発許可の取消しを求める訴えの利益は失われるか。

（判旨）

都市計画法の規定によれば、開発許可は、あらかじめ申請に係る開発行為が同法33条及び34条所定の要件に適合しているかどうかを公権的に判断する行為であって、これを受けなければ適法に開発行為を行うことができないという法的効果を有するものであるところ、開発許可に係る開発行為に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付されたときは、当該開発許可の有する上記の法的効果は消滅するものというべきである（前掲第二小法廷判決参照）。

そこで、このような場合にも、なお開発許可の取消しを求める訴えの利益があるか否かを検討する。

市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域においては、都市計画法43条1項により、原則として知事等の許可を受けない限り建築物の建築等が制限されるのに対し、開発許可を受けた開発区域においては、同法42条1項により、開発行為に関する工事が完了し、検査済証が交付されて工事完了公告がされた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物の建築等が原則として制限されるものの、予定建築物等の建築等についてはこれが可能となる。そうすると、市街化調整区域においては、開発許可がされ、その効力を前提とする検査済証が交付されて工事完了公告がされることにより、予定建築物等の建築等が可能となるという法的効果が生ずるものといえることができる。

したがって、市街化調整区域内にある土地を開発区域とする開発行為については当該開発行為に係る予定建築物等の建築等が制限されるべきであるとして開発許可の取消しを求める者は、当該開発行為に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付された後においても、当該開発許可の取消しによって、その効力を前提とする上記予定建築物等の建築等が可能となるという法的効果を排除することができる。

以上によれば、市街化調整区域内にある土地を開発区域とする開発許可に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付された後においても、当該開発許可の取消しを求める訴えの利益は失われないと解するのが相当である。



営業停止処分取消請求事件（最判平 27.3.3）

（事案）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）2条1項7号のぱちんこ屋の営業に該当する風俗営業を営む上告人が、北海道函館方面公安委員会から法26条1項に基づく営業停止処分を受けたため、同委員会の所属する被上告人を相手に、同処分は違法であると主張して、その取消しを求めた。

（争点）

処分基準に先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の定めがある場合、先行の処分の効果が期間の経過によりなくなった後においても、当該処分の取消しを求める訴えの利益はあるか。

（判旨）

行政手続法12条1項に基づいて定められ公にされている処分基準は、単に行政庁の行政運営上の便宜のためにとどまらず、不利益処分に係る判断過程の公正と透明性を確保し、その相手方の権利利益の保護に資するために定められ公にされるものというべきである。したがって、行政庁が同項の規定により定めて公にしている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合に、当該行政庁が後行の処分につき当該処分基準の定めと異なる取扱いをするならば、裁量権の行使における公正かつ平等な取扱いの要請や基準の内容に係る相手方の信頼の保護等の観点から、当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、そのような取扱いは裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たることとなるものと解され、この意味において、当該行政庁の後行の処分における裁量権は当該処分基準に従って行使されるべきことがき束されており、先行の処分を受けた者が後行の処分の対象となるときは、上記特段の事情がない限り当該処分基準の定めにより所定の量定の加重がされることになるものといえることができる。

以上に鑑みると、行政手続法12条1項の規定により定められ公にされている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合には、上記先行の処分に当たる処分を受けた者は、将来において上記後行の処分に当たる処分の対象となり得るときは、上記先行の処分に当たる処分の効果が期間の経過によりなくなった後においても、当該処分基準の定めにより上記の不利益な取扱いを受けるべき期間内はなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するものと解するのが相当である。

判例

指定確認検査機関事件（最決平 17.6.24）

（事案）

Y会社（指定確認検査機関）は、横浜市内に建築することが計画されていた大規模分譲マンションである本件建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであること等につき建築基準法6条の2第1項所定の確認をした。これに対して、周辺住民Xらは、本件建築物が建築されることによって生命、身体の安全等が害されるなどと主張して、本件会社を被告とする本件確認の取消しを求める訴えを提起したが、本件建築物に関する完了検査が終了し、上記訴えの利益が消滅したことから、上記訴えを、本件確認の違法を原因として抗告人に対する損害賠償を求める訴えに変更することの許可を申し立てた。

（争点）

指定確認検査機関による建築確認に係る建築物について、確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体は、指定確認検査機関の当該確認につき行政事件訴訟法21条1項所定の「当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」に当たるか。

（判旨）

建築基準法の定めからすると、同法は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについての確認に関する事務を地方公共団体の事務とする前提に立った上で、指定確認検査機関をして、上記の確認に関する事務を特定行政庁の監督下において行わせることとしたということができる。そうすると、指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務の場合と同様に、地方公共団体の事務であり、その事務の帰属する行政主体は、当該確認に係る建築物について確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体であると解するのが相当である。

したがって、指定確認検査機関の確認に係る建築物について確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体は、指定確認検査機関の当該確認につき行政事件訴訟法21条1項所定の「当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」に当たるといふべきである。

判例

奈良税務署推計課税事件（最判平 5.3.11）

（事案）

奈良税務署長は、Xの所得税の調査のため、税務職員をX方に赴かせ、帳簿書類の提示を求めさせたが、Xが拒否したため、結局、右調査をすることができなかった。そこで、奈良税務署長は、Xの得意先、取引銀行を反面調査して、本件各更正の基礎となる本件係争各年分の所得金額を算定し、本件各更正をした。これに対して、Xは本件各更正に対して、異議申立て及び審査請求を経て、本件各更正の取消訴訟を提起した。

（争点）

収入金額を確定申告の額より増額しながら必要経費の額を確定申告の額のままとしたため所得金額を過大に認定した所得税の更正は、国家賠償法上違法か。

（判旨）

税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当である。

本件各更正における所得金額の過大認定は、専ら被上告人において本件係争各年分の申告書に必要な経費を過少に記載し、本件各更正に至るまでこれを訂正しようとしなかったことに起因するものということができ、奈良税務署長がその職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をした事情は認められないから、48年分更正も含めて本件各更正に国家賠償法1条1項という違法があったということは到底できない。

判例 筑豊じん肺訴訟（最判平 16.4.27）

（事案）

炭鉱で粉じん作業に従事したことによりじん肺に罹患したXらは、国が、じん肺の発生又はその増悪を防止するために鉱山保安法に基づく規制権限を行使することを怠ったことが違法であると主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求を提起した。

（争点）

じん肺法が成立後、通商産業大臣が鉱山保安法に基づく省令改正権限等の保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法となるか。

（判旨）

国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。

通商産業大臣は、遅くとも、昭和35年3月31日のじん肺法成立の時までに、前記のじん肺に関する医学的知見及びこれに基づくじん肺法制定の趣旨に沿った石炭鉱山保安規則の内容の見直しをして、石炭鉱山においても、衝撃式さく岩機の湿式型化やせん孔前の散水の実施等の有効な粉じん発生防止策を一般的に義務付ける等の新たな保安規制措置を執った上で、鉱山保安法に基づく監督権限を適切に行使して、上記粉じん発生防止策の速やかな普及、実施を図るべき状況にあったというべきである。そして、上記の時点までに、上記の保安規制の権限（省令改正権限等）が適切に行使されていれば、それ以降の炭坑労働者のじん肺の被害拡大を相当程度防ぐことができたものということができる。

本件における以上の事情を総合すると、昭和35年4月以降、鉱山保安法に基づく上記の保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

判例 高知落石事件（最判昭 45.8.20）

（事案）

国道に落石が生じ、走行中の貨物自動車に直撃して同乗者が死亡した。これに対し、遺族が国家賠償を請求した。

（争点）

国道への落石の事故につき道路の管理に瑕疵があると認められる場合は。

（判旨）

国家賠償法2条1項の営造物の設置または管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国および公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要としないと解するのが相当とする。

かかる事実関係のもとにおいては、本件道路は、その通行の安全性の確保において欠け、その管理に瑕疵があったものというべきである旨、本件道路における落石、崩土の発生する原因は道路の山側の地層に原因があったので、本件における道路管理の瑕疵の有無は、本件事故発生地点だけに局限せず、前記2、000メートルの本件道路全般についての危険状況および管理状況等を考慮にい

れて決するのが相当である旨、そして、本件道路における防護柵を設置するとした場合、その費用の額が相当の多額にのぼり、上告人県としてその予算措置に困却するであろうことは推察できるが、それにより直ちに道路の管理の瑕疵によって生じた損害に対する賠償責任を免れうるものと考えすることはできないのであり、その他、本件事故が不可抗力ないし回避可能性のない場合であることを認めることができない旨の原審の判断は、いずれも正当として是認することができる。

してみれば、その余の点について判断するまでもなく、本件事故は道路管理に瑕疵があつたため生じたものであり、上告人国は国家賠償法2条1項により、上告人県は管理費用負担者として同法3条1項により損害賠償の責に任ずべきことは明らかである。

判例 大阪空港事件（最大判昭56.12.16）

（事案）

大阪空港の近隣に住む住民らが、騒音振動による被害を主張し、国家賠償請求をした。

（争点）

営造物の利用の態様及び程度が一定の限度を超えるために利用者又は第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合、国家賠償法2条1項にいう設置又は管理の瑕疵が認められるか。

（判旨）

国家賠償法2条1項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が有すべき安全性を欠いている状態をいうのであるが、そこにいう安全性の欠如、すなわち、他人に危害を及ぼす危険性のある状態とは、ひとり当該営造物を構成する物的施設自体に存する物理的、外形的な欠陥ないし不備によって一般的に右のような危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合をも含み、また、その危害は、営造物の利用者に対してのみならず、利用者以外の第三者に対するそれをも含むものと解すべきである。

すなわち、当該営造物の利用の態様及び程度が一定の限度にとどまる限りにおいてはその施設に危害を生ぜしめる危険性がなくても、これを超える利用によって危害を生ぜしめる危険性がある状況にある場合には、そのような利用に供される限りにおいて右営造物の設置、管理には瑕疵があるというを妨げず、したがって、右営造物の設置・管理者において、かかる危険性があるにもかかわらず、これにつき特段の措置を講ずることなく、また、適切な制限を加えないままこれを利用に供し、その結果利用者又は第三者に対して現実に危害を生ぜしめたときは、それが右設置・管理者の予測しえない事由によるものでない限り、国家賠償法2条1項の規定による責任を免れることができないと解されるのである。

判例 国道43号訴訟（最判平7.7.7）

（事案）

一般国道等の道路の周辺住民がその供用に伴う自動車騒音・振動・大気汚染等により被害を受けているとして、道路の設置管理者である国と阪神高速道路公団に対して、国家賠償（および差止め）を請求した。

（争点）

回避可能性があったことが本件道路の設置又は管理に瑕疵を認めるための積極的要件になるか。

（判旨）

国家賠償法2条1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いている状態、すなわち他人に危害を及ぼす危険性のある状態をいうのであるが、これには営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連においてその利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合をも含むものであり、営造物の設置・管理者において、このような危険性のある営造物を利用に供し、その結果周辺住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害が

生じた場合には、原則として同項の規定に基づく責任を免れることができないものと解すべきである。

国家賠償法2条1項は、危険責任の法理に基づき被害者の救済を図ることを目的として、国又は公共団体の責任発生の要件につき、公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときと規定しているところ、所論の回避可能性があったことが本件道路の設置又は管理に瑕疵を認めるための積極的要件になるものではないと解すべきである。



問題1 X市は、その所有する土地をY連合町内会に対して、神社施設の敷地として無償で使用させていた。これに対して、X市の住民Aは、X市の本件無償提供行為は、憲法の定める政教分離原則に違反する行為であって、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地の明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであると考えている。

住民Aが、本件無償提供行為を争うために住民訴訟を提起する場合、その前提として、誰に対して、どのような請求をする必要があるか。また、住民訴訟のような国民の権利義務には関わらない訴訟は、行政法学において何と呼ばれているか。40字程度で記述しなさい。

《ステップ1》 問題文の分析

《ステップ2》 テーマ検索

《ステップ3》 条文・判例検索

《ステップ4》 キーワード検索

《ステップ5》 40字の文章化

【下書用】

問題2 Xは、県知事Yから旅館業法による許可を受けて、ホテルの営業を行ってきたが、宿泊者の寝たばこが原因の火災で負傷者多数を出した。消防法で設置を義務付けられているスプリンクラーがまったく作動しなかった結果、被害が大きくなったことを重く見たYは、消防法上の設備基準を満たすことを義務づける規定は旅館業法にはなかったが、直ちにXの営業許可を取消した。Xに対する通知書には、「旅館業法8条に基づき、Xの営業許可を取り消す」との文言があった。Xがこの処分を不服として争う場合、Xが主張しうる手続的・実体的違法について論じなさい。

参考・旅館業法8条抜粋

「都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき(中略)許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる(後略)」。

《ステップ1》 問題文の分析

《ステップ2》 テーマ検索

《ステップ3》 条文・判例検索

《ステップ4》 キーワード検索

《ステップ5》 40字の文章化

【MEMO】

夏期特訓 1Day ☆ゼミ

短期集中
1日完結

東京 LIVE & オンライン同時中継 [Zoom]

東京 & Zoom
LIVE

ケースで理解する行政法

●東京LIVE&オンライン同時中継

8/12 (月・祝)

各日 10:00 ~ 17:00

※途中1時間休憩

講師仕様

時間

全1回・6時間

教材

オリジナルレジュメ (無料配布)

講師



リーダーズ総合研究所主任講師
山田 斉明 講師

●定員

東京 LIVE10名 + Zoom10名

※ゼミ実施日1週間前の時点で最小催行人数(6名)に満たない場合はゼミを実施しない場合があります。予めご了承ください。

リーダーズ総合研究所では、少人数制のリーダーズゼミを開講していますが、時間的、場所的な要因によって、なかなか参加することができない方も多いのではないかと思います。

ゼミは、通常の講義とは異なり、講師と受講生との対話形式で行ってまいりますので、自分の理解が不十分なところや知識が曖昧なところが見えてくる、とても有意義な学習の機会といえます。

そこで、お盆休みに、通常のリーダーズゼミとは違う切り口から、1日完結の1dayゼミ行政法を、東京ライブ+zoomで実施いたします。

今回のゼミでは、少し長めの事例問題を使って、抽象的でわかりづらい行政法をケーススタディで具体的に考えていきます。また、事前→事後のフレームワークと、行政事件訴訟法の4つの箱のフレームワークを使っていきますので、この2つのフレームワークを修得して、行政法で問題を解決する際の頭の使い方を、是非、マスターしてみてください！

＜過去の参加者の声＞

- ・民法の勉強法が見えてきたところが大変良かった。
- ・今までにない取り組みができたところが大変良かった。
- ・記述式対策の勉強の動機付けとしてインパクトがあった。
- ・レジュメは、解説のみならず、要点が記された補助レジュメも付けていただき理解の助けになった。
- ・モノとカネを、一度に様々な事例からパターン化しており、問題の出し方が把握でき、併せて、知識の再確認にも役だった。
- ・とてもいい機会になりました。自分の知識がないのはどこで、ある知識が、大きなフレームのどこに位置づけられるのかを確認することができました。これを活かして、現場力を付けていければと思います。
- ・本日のように、事案にどう取り組めばいいのかを学べるようなものを期待します。
- ・明日から、また頑張る方向が見つかりました。ありがとうございました。

受講料 (税込)

1Day☆ゼミ	受講料	
	講座コード	定価
一般受講価格		¥12,600
2024年向け本科生割引※		¥11,300

講座コードの「*」の部分に次のコードをあてはめてください。

通学部はH/オンラインLIVE (Zoom) はT

2024年向け本科生割引

※2024年向けの合格スタンダード講座本科生、基本書フレームワーク講座本科生(本科生プラス)、上級ファンダメンタル講座本科生(本科生プラス)、プレミア☆合格スタンダード講座本科生、スプリンター合格コース。なお、テキストは、各講座で配付しているものをご使用ください。

リーダーズゼミ / 申込方法

1Dayゼミは定員制のためWEBでのお申込みのみとなります。下記から申込みください。

<https://bit.ly/41VCuZK>



夏期特訓☆ 6時間で完成！ 特別セミナー

2024年8月新収録

差がつくお盆に一気にレベルアップ
今年こそ商法を得点源に！

●通信Web配信開始

8/9 (金) ~

●通信DVD発送開始

8/12 (月) ~

講座仕様

時間

山田講師：6時間
板野講師：6時間
竹内講師：6時間

教材

【山田講師講座】

- ・行政法☆制度と制度の比較
フレームワークレジュメ
(無料配布)
- ・セレクト過去問集 (無料配布)
- ・パワーポイントスライド集
(無料配布)
- ・六法 (各自持参)

【板野講師講座】

- ・民法☆制度と制度の比較
フレームワークレジュメ
(無料配布)
- ・セレクト過去問集 (無料配布)
- ・パワーポイントスライド集
(無料配布)
- ・六法 (各自持参)

【竹内講師講座】

- ・商法☆制度と制度の比較
フレームワークレジュメ
(無料配布)
- ・セレクト過去問集 (無料配布)
- ・パワーポイントスライド集
(無料配布)
- ・六法 (各自持参)

本講座は夏期・直前総合バックに
含まれています。

行政法

行政法☆制度と制度の比較 フレームワーク

～二択症候群に陥らないように！～

講師：山田斉明 講師



行政法は、行政行為の取消しと撤回、直接強制と即時強制、聴聞と弁明、取消訴訟と無効等確認訴訟、条例と規則、住民監査請求と住民訴訟など、制度と制度の比較問題が本試験でも数多く出題されるため、二択まで絞れたのに間違った方を選んでしまう、いわゆる「二択症候群」に陥りやすい科目です。そこで、本講義では、今年の本試験に出題が予想されるテーマについて、制度と制度の比較の視点から、セレクト問題も使用しながら、スピーディーにかつ実践的に整理・集約していきます。この講座を受講することで、本試験で、二択症候群に陥らないような正確な知識を作りあげてみてください。

民法

民法☆制度と制度の比較 フレームワーク

～比較フレームワークで集約する民法～

講師：板野晃治 講師



民法は、無権代理と他人物売買、取消しと無効、留置権と同時履行の抗弁権、委任と事務管理など、よく似た制度と制度の比較問題が本試験でも出題されるため、混乱することが多い科目です。そこで、本講義では、今年の本試験に出題が予想されるテーマについて、制度と制度の比較の視点から、セレクト問題も使用しながら、スピーディーにかつ実践的に整理・集約していきます。また、民法が改正されたことにより、新たな比較の視点も出てきたため、改正民法下で出題が予想される制度と制度の比較の視点についても伝授していきますので、改正民法の知識を集約されたい方にお薦めです。

リーダース式 ケースで理解する行政法

- ①配点が最も高い行政法を
- ②具体的なケーススタディ形式で
- ③記述式&択一式対策をしていく!

★**スプリンター合格コース**
申込特典【無料】

●通信Web配信

好評配信中

●通信DVD発送

随時発送中

講師仕様

回数

行政法：15時間

講師



リーダース総合研究所主任講師
山田 斉明 講師

教材

- ①土田伸也著「基礎演習行政法」(第2版) 日本評論社 (別売※各自でご準備ください)
- ②重要ポイントノート
- ③セレクト過去問集

<https://bit.ly/3NXmjoY>
Webでのお申込はこちら



- 申込締切：9/30 (月)
- 配信終了：11/10 (日)

行政法の苦手意識を払拭!

イメージしやすいケーススタディ形式で学ぶ
記述式のみならず択一式対策としても活用可能

行政法は、民法と比べて、抽象的でよく理解できないため、苦手意識を持たれている方が多い科目です。そこで、行政法を、具体的なケーススタディ形式で学んでいく、「ケースで理解する行政法」を開講いたします。

行政法の記述式は、例年、少し長めの事例形式で出題されることが多いため、本講義を活用し、早いうちから少し長めの事例に慣れることで、記述式対策としても活用できます。

また、重要テーマについては、重要ポイントノートも併用しながら、知識の総整理を行っていきますので、択一式対策としてもご活用ください。



受講料 (税込)

科目	受講料					
	通信部Web			通信部DVD		
	講座コード	原価価格	代理店価格	講座コード	原価価格	代理店価格
ケースで理解する行政法	G4001E	¥26,800	-	G4001R	¥28,200	¥26,790
2023年本試験受験生	G4002E	¥13,400	-	G4002R	¥14,100	-

■お申込みの際は、受講形態等の選択と注意事項を必須の上で、上記受講料表にあてはめ、申込書へ記入をお願いします。

(1) 受講形態をお選びいただけます。講座コードの「J」の部分に下記の会場コード(アルファベット)をあてはめてください。

通信WEBはE 通信DVDはR

(2) 注意事項

※注1 通信部WEB受講は、生協等の代理店でのお申込みはできません。原価WEBスクール(原価HP上)でお申込みいただくか、各本校窓口にお問い合わせください。

※注2 通信部DVDの媒体はDVD-R対応機種でのみご利用いただけます。通信部WEBはWEBスクールにて視聴環境をご確認のうえお申込みください。

※注3 通信部DVDをお申し込みの方はWEB(受講者特典マイページ)をご利用になれます(別途お手続きが必要になります)。

【2023年本試験受験者割引のご案内】(原価各本校でもお取り扱い中)

2023年行政書士試験を受験された方は、上記講座を**50%割引**(上記価格)でお申込みいただけます。

該当される方は、割引でお申込み後に、メールにて2023年度の行政書士試験の受験票画像を添付してお送りください。

■メール送信先 gy-info@tatsumi.co.jp

■メールの記載事項 件名:2023年本試験受験者割引 本文:氏名・電話番号 ※2023年行政書士本試験の受験票画像添付



Readers ⇒ Leaders

リーダーズ総合研究所

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400 (代表)